

(適正な事業活動への支援)

第8条 府は、食品関連事業者が関係法令を誠実に遵守し、事業活動その他の取組を通じて府民の信頼を一層高めるよう、適正な事業活動に係る啓発その他の必要な施策を実施するものとする。

(趣旨)

食品関連事業者は、食品衛生法やJAS法等の関係法令を守ることは当然ですが、さらに、事業者としての社会的責任を果たし、府民の期待や信頼に応えられるよう努める必要があることを明らかにしています。

また、府は、事業者に対する啓発などを行うことを規定しています。

(解説)

原産地の偽装や期限表示の貼り替えなど、食品衛生法やJAS法などの関係法令を守らず、食品に対する府民の信頼を損なう事案が相次いで発生しました。

法令を守ることは当然のことですが、食品の生産・供給等に携わる事業者においては、更に、口に入る「食べ物」を取り扱っているという意識、つまり生命や健康にかかわる事業活動を行っている意識とモラルをもって業務に当たることが求められています。

そのような意識を持って、消費者の目線で行動することが、信頼を築き、会社の価値を高めることにもつながります。

このような観点から、食品関連事業者において自主的な取組が行われるよう、府は、「きょうと食品事業者行動規範の手引」の作成など、CSR（事業者としての社会的責任）の啓発等、関係施策を実施する旨を規定しています。